

議案第1号

支線交通「あじさいタクシー」の一般乗合旅客自動車運送事業に係る 事業計画変更認可申請について

1 経緯

御園二丁目地区（市営御園5号アパート及び市営御園6号アパート（以下「御園市営」という。）から乗合タクシーの導入の要望があったため、地区住民の交通移動手段の確保から、平成30年から運行を開始している「あじさいタクシー」の事業計画について、次のとおり変更する。

2 変更内容

(1) 営業区域について

次のとおり、営業区域を新設する。

	営業区域名/その範囲/乗降地点	(目的地)
【現在】	御園台地区	⇔ ゆめタウン
	大竹市御園台	
	全域	
【変更後】	御園台地区	⇔ ゆめタウン
	大竹市御園台	
	全域	
	御園市営	⇔ ゆめタウン
	大竹市御園2丁目9番～10番の区域	
市営御園6号アパート荷下ろし場		

※御園市営の乗降地点は、「市営御園6号アパート荷下ろし場」のみとする。
(詳細図は資料1-1のとおり)

(2) 運行経路について

次のとおりとする。

	運行パターン	運行ルート
1	御園台・御園市営に乗降あり	御園台地区全域→御園市営→目的地
2	御園台のみ乗降者あり	御園台地区全域→目的地
3	御園市営のみ乗降者あり	御園市営→目的地

(3) 運行日、運行時刻、運賃、チケット販売及び予約方法等について

変更ありません。(現行チラシは資料1-2、変更後は資料1-3のとおり)

3 変更予定日

令和4年4月1日から(予定)